

**社会資本整備審議会建築分科会**  
**第2回建築物バリアフリー対策部会議事要旨**

1. 日 時 : 平成13年12月21日(金) 10:00~12:00
2. 場 所 : 国土交通省11階 特別会議室
3. 出席委員 : 小谷部育子部会長、岡田恒男部会長代理、野村歡臨時委員、藤本昌也臨時委員、東信男専門委員、飯山博専門委員、加藤史夫専門委員、見坊和雄専門委員、兒玉明専門委員、笹川吉彦専門委員、高橋公雄専門委員、東條隆郎専門委員、長谷川芳弘専門委員、吉田あこ専門委員

資料上、現行の判断基準は聴覚障害者への配慮がなされていないように見える。EVの案内表示等に関し聴覚障害者に配慮するよう規定すべきではないか。現行の判断基準において、聴覚障害者等に配慮してEVの停止する予定階及び現在位置を表示する装置をEVのかご内に設置するよう定めており、設計標準においても、出入口へのガラス窓の設置等その他の配慮すべき事項について解説をしている。

高齢者向けの入所型福祉施設をハートビル法の対象に加える場合は、視覚障害者に配慮した誘導ブロックは高齢者にとっては躓きやすく危険であることなどを踏まえ、現行の基準を機械的に適用するのではなく、主として高齢者が利用する施設における判断基準のあり方を考える必要があるのではないか。

公共住宅には必ずEVを付けるよう指導して欲しい。公営住宅については、1991年より新設の全てについて長寿社会対応仕様を標準化し、公団住宅についても入居者資格の緩和、入居当選率の優遇等を図るとともに、既存の公団住宅についても可能な限り長寿社会対応仕様化などの取組を行っている。その他、昨年、提案募集を通じ、低価格な階段室型EVの開発を促し、既存の階段室型住戸へのEV設置を推進しているところである。

今回は、基準法改正を考えているのか？あるいは、ハートビル法の改正なのか？今のところ、整備の義務化、是正命令等をハートビル法で規定し、基準法の確認対象法令に加えることを考えている。

ハートビル法と福祉のまちづくり条例の連携が重要であると考え。ハートビル法が義務化されると窓口が2つになり、混乱の恐れがある。基準法40条に基づく条例のように法律と条例とを連続性のある関係にできないのか。現段階では、基準法40条に基づく条例と同じように、ハートビル法上に公共団体ごとに規模・用途等の必要な制限が付加できる旨を規定することを考えている。

高齢者向け入所型福祉施設の追加等に対応して、判断基準を性能規定化し、例えば、盲人の方の誘導という性能が確保されれば誘導ブロックを敷設しなくても良いこととするなど、高齢者・障害者の両者に使いやすい対応を推進することが必要であると考え。

基準法も性能規定化に向かっているし、ハートビル法もそうすべき。また、現行では学校が対象外なのが気になる。ハートビル法の対象とし、バリアフリーを推進すべきである。

各障害により各々異なるニーズがあり、ハード面で全部対応するのは無理なので、窓口でのサポートシステムやIT技術等を活用したソフト面の充実が不可欠である。ハートビル法や基準法はハード面での対応を規定する法体系なので、ソフト面での対応を規定するのは難しい。当面は、建築設計標準などで、利用者の特性等に応じどのようなソフト・ハード面での対応が必要なのか情報提供することが重要だと考えている。

建築物のバリアフリー化は建築主に負担を課すので、義務化に当たっては、同時に補助・税特例などの支援措置の充実が必要である。現在、認定建築物のみに支援措置が講じられているが、もっと支援対象を広げて欲しい。

改修、修繕、模様替は確かに新築時よりも大きなコストを要するので、新築よりも融資の金利を優遇するなど、支援措置の拡充を予定。

段階的なバリアフリー化も支援対象となるのか？

改修の場合の努力義務又は建築等の場合の義務は手を加える部分にのみ適用する方向で検討中である。認定に関しては表示制度の件もあるので、認定は構造上・管理上一体の部分は全て基準に適合させる方向で検討中。

公共団体ごとに付加できる制限の範囲に制約はあるのか。

義務化の規模の引き下げや雪など気候への対策など、地方公共団体が地域の実情に応じて設定できるよう、法令上幅広に規定する方向で検討中。

工場、事務所がハートビル法の追加対象にあげられているが、工場、事務所のうちの範囲を追加するのか。また、建築物バリアフリー検討委員会の報告書では、工場、事務所は追加対象として明記されていなかったと思うが。

特に限定をかけずに執務空間を含めてトータルに努力義務対象に追加することを考えている。

建築物バリアフリー検討委員会では、障害者雇用促進法で雇用率が義務付けられていることなども踏まえ、事務所等も対象に追加すべきという意見があった。

視覚障害者に配慮したブロックについて、高齢者には危険だという意見があるが、視覚障害者の誘導・安全確保はどの施設でも重要。ただし、視覚障害者は音声に注意を払い利用するので、音声による誘導等が適切に行われれば、必ずしも誘導ブロックは必要ない。

バリアフリーの必要性についての世論は高まってきたが、高齢化率の推移などをみると、さらなる対応が必要。義務化は経済的な問題もあろうが、対象の拡充や義務化は当然の方向という立場に立って進めていただきたい。

今回、ハートビル法の対象となる用途・工事を拡充する際には、設計に従事する実務者が参考として活用できるよう、新築のみならず改修についても、各種の用途・工事に係る事例をなるべく多く収集し、情報提供していただきたい。

できるだけ多くの優れた事例を集め、情報提供してまいりたい。

現在の福祉のまちづくり条例においても、地方ごとにばらつきがあり、支店によって異なる対応が求められる。公共団体ごとに規模・用途等の必要な制限が付加できるようにした場合、同様に、ばらつきが生じることが想像されるが、それについてどう考えるか。

各地方が、各々の地域の実情に合わせて付加的な制限を加えることについては地方の判断で行うことが原則となる。

ホテル側がハンディキャップルームを用意し、その利用を勧めても、介添者がいるので必要ないと断られるケースが多い。むしろ、ソフト面・機器面での要望が多い。

(以上)